

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要投稿規程

改正 令和元年5月22日 日赤秋看第246号

改正 令和2年4月20日 日赤秋看第102号

改正 令和3年3月31日 日赤秋看第1391号

改正 令和4年9月30日 日赤秋看第643号

(目 的)

第1条 この規程は、日本赤十字秋田看護大学及び日本赤十字秋田短期大学が編集発行する「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要」(Journal of Japanese Red Cross Akita College of Nursing and Japanese Red Cross Junior College of Akita) (以下「紀要」という。)の掲載論文等の投稿及び採否等に関し必要な事項を定める。

(投稿者の資格)

第2条 投稿の資格を有する者(以下「執筆者」という。)は、次の者とする。

- (1) 本学の教授、准教授、講師、助教及び助手
- (2) 本学の非常勤講師
- (3) 本学の元教員
- (4) 本学の大学院修了者
- (5) 教育研究開発委員会が執筆を依頼した者又は投稿を認めた者

2 共著の場合、第2執筆者以降には、本学大学院生、学外者を含むことができる。

(投稿論文の種類)

第3条 投稿論文の種類は次の未発表(印刷中及び投稿中の論文を含む。)のものとする。

(1) 原著論文

明確で十分な新知見が認められる独創性に富んだ論文であり、研究論文としての内容を満たし、かつ形式が整っている論文

(2) 研究ノート

明確で十分な新知見が認められる独創性、萌芽性に富んだ論文であるが、原著論文としては不十分な内容であるもの

(3) 研究報告

主題に沿って行われた実験及び調査に基づき論述された論文

(4) 総説

研究及び調査論文などを概観、展望し、総括及び解説を行ったもの

(5) その他

ケース研究報告、臨床等の実践報告、調査報告、研修報告、書評及び書評論文、学位論文抄録、資料紹介など、論文以外のものについては、教育研究開発委員会が、採否及び該当区分を決める。

2 執筆者は、投稿論文等に前項のカテゴリーのいずれであるかを明記しなければならない。

(投稿手続き)

第4条 投稿原稿は、直接持参又は郵送とする。

2 投稿原稿は5部提出し、そのうち3部は氏名、所属、謝辞、助成金、科研番号等の執筆者が特定できる事項を黒塗り等で伏せて提出する。

- 3 投稿論文の採用決定後に、本文、図及び表を保存した電子データを、メール又はCD-R等で提出する。
- 4 投稿原稿は次の住所に宛てて提出する。郵送のときは「原稿在中」と朱書きし、簡易書留郵便とする。

〒010-1493 秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17番地 3

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学教育研究開発委員会

担当 図書館

電話 018-829-3070 FAX 018-829-3032

(投稿論文の採否)

第5条 投稿論文等の採否は、原則として、査読委員による査読を経て教育研究開発委員会が決定する。

- 2 査読委員による投稿論文の査読の結果、教育研究開発委員会は執筆者に対し内容の加除、訂正及び原稿の種類の変更を求めることができる。
- 3 倫理上問題があると教育研究開発委員会が判断した原稿は受理しない。
- 4 投稿原稿は返却しない。

(著者校正)

第6条 受理された原稿の著者校正は初校のみとする。校正は印刷上の誤りのみとし、内容の変更と加筆は認めない。原則として、著者校正後は誤字脱字も含め原文のまま掲載する。

(費用)

第7条 冊子体での発行は行わないため抜き刷り（別刷り）は別注となる。

(著作権)

第8条 本誌掲載論文等の著作権は本学に帰属し、掲載後は本学の承諾なしに他誌等に再録することはできない。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、教育研究開発委員会が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月9日から施行する。